

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 3 回 相模原市簡易水道事業審議会		
事務局 (担当課)		津久井土木事務所 電話 0 4 2 - 7 8 0 - 8 2 1 0 (直通)		
開催日時		令和 6 年 8 月 2 3 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分 ~ 1 1 時 5 5 分		
開催場所		橋本公民館 コミュニティ室		
出席者	委員	7 人 (別紙のとおり)		
	その他	1 人 (神奈川県随行者)		
	事務局	6 人 (土木部長、津久井土木事務所長、他 4 人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開 会 2 土木部長あいさつ 3 委嘱状の交付 4 委員紹介 5 議 題 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 相模原市簡易水道事業審議会について (3) 簡易水道の料金改定について (4) 令和 5 年度相模原市簡易水道事業会計決算見込み (報告) 6 その他 7 閉 会		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

(○は委員の発言、●は事務局の発言)

1 開 会

2 土木部長あいさつ

土木部長よりあいさつを行った。

3 委嘱状の交付

事務局から委嘱の内容について説明を行った。

4 委員紹介

委員の自己紹介及び事務局の職員紹介を行った。

5 議 題

(1) 会長及び副会長の選出について

簡易水道事業審議会規則に基づき、委員の互選により荒井委員を会長に選出した。また、会長に事故があったときなどの職務を代理する副会長として、会長から松原委員が指名された。

(2) 相模原市簡易水道事業審議会について

事務局から資料について説明を行った。
事務局からの説明に対する意見等は無かった。

(3) 簡易水道と県営水道の料金体系の統一について

事務局から資料について説明を行った。
事務局からの説明に対する主な意見等は次のとおり。

○加入金について、改正前と後でどのように変わるのか。(笹原委員)

●現在、青根は口径に関わらず、一律で税抜き10万円である。藤野は、口径の大きさに応じて加入金は異なるが、いずれも県営水道よりも高く設定している。今後は、県営水道の加入金に統一するものである。(事務局)

○改正されると、加入金自体の収入が増えるということか。(笹原委員)

●給水装置を新たに設置する件数が増えれば、収入増の見込みとなるが、加入金に関しては年5件程度で大きな増減はないと考えている。(事務局)

○加入金は新規に利用する人が支払うものであり、新規に引っ越してくるパタ

ーンが、そう多くは見込めない。ただし、制度としては見直すということか。
(荒井会長)

●そのとおりである。(事務局)

○簡易水道エリアには、温泉施設のような大口使用者もいると承知している。
大口使用者の料金改定に関しての反応や情報があれば教えてほしい。(松原副会長)

●簡易水道エリアの大口使用者は2件。はじめに、温泉施設のいやしの湯については、適宜料金改定に関する情報提供を行っている。いやしの湯は令和7年度に中規模改修工事を予定しており、令和7年5月頃から着工し、令和8年1月からリニューアルオープン予定と聞いている。次に、特別養護老人ホームの青根苑については、料金が上がることにに対して歓迎するわけではないが、今後はどのように水道料金を抑えていくか検討していくと伺っている。
(事務局)

○いやしの湯や青根苑は最終的にどの程度料金が上がるのか。(松原副会長)

●青根苑は2か月で約2,000m³を使用しているため、料金統一後の令和12年度からは、2か月で約77万円となる。年間では約500万円の負担増となるため、急激な負担を抑えるために、激変緩和の第一段階で約300万円、第二段階で約400万円、最終的に約500万円となるよう5年間の激変緩和措置を設けて、段階的に値上がりするように配慮している。青根苑は、今後、井戸の使用も検討していくようである。食事は簡易水道、風呂は井戸といった使い分けができないかと相談を受けた。今後、事業者にとって適切な水使用となる方法を情報提供していくと打合せをしたところである。一方、いやしの湯については、漏水もあるため、中規模改修とあわせて漏水の修繕も行い、井戸水と簡易水道と使い分けて、適切な水使用となるように対応をする予定だと聞いている。(事務局)

○いやしの湯を公衆浴場の料金に適用することはないのか。(松原副会長)

●いやしの湯は、物価統制令の適用を受ける公衆浴場に該当していないため、適用はされない。(事務局)

○お風呂に入るという観点では同じように思うが、保養や休養を目的とした健康ランドなどの「その他の公衆浴場」に該当するものである。(荒井会長)

○料金改定について、ご理解いただいていることは承知した。(松原副会長)

○資料にもあるとおり、漏水対策について、今までは漏水していても青根は定額制で、漏水しようがしまいが料金には関係ないという状況だった。今後、従量制に改定され、漏水に気が付かず水道メーターが回っていたとしたら、その分の料金が反映されることになる。それでは、大きな負担となるので、まず漏水を修繕してもらおう。市の取組として、地道に調査をして、1件1件

丁寧にコンタクトをとって対応したと聞いている。従量制への移行については、使用水量のお知らせや「簡易水道たより」などの周知も行っている。こうした中で、青根地区の住民はどのように受け止めているのか関戸委員にお聞きしたい。(荒井会長)

○県営水道と同じ料金改定ということであり、市でシミュレーションしてもらったところ、約40パーセントの人が今より減額になると聞いている。地域としては県営水道への移管を前提として料金改定を受け入れている。一方、いやしの湯は、年間で1千万円近く料金が増えてしまい、このままでは事業の存続ができない。一番の要因は、温泉濃度が濃すぎるために加水しているということである。そのため、2か月で6,000m³くらいの水量になる。いやしの湯は市の指定管理であり、現在水の使用について協議しているところである。飲料水や厨房は簡易水道、温泉への加水は井戸を使う等の対応を検討しているところである。ただ、牧野地区にはやまなみ温泉があり、この料金はどうなるか、事務局で分かるか。(関戸委員)

●やまなみ温泉は自己水源を活用しており、簡易水道の給水エリアであるが、それほど水量は使われていない。(事務局)

○青根苑については、資料2の4-4に社会福祉減免という文言があるが、これに該当するのか。(関戸委員)

●社会福祉減免制度には含まれていない。特別養護老人ホームに対する減免制度は、神奈川県も廃止している状況である。(事務局)

○青根にはいやしの湯や青根苑という使用水量の多い施設があるので、持続可能な経営が可能になるような対策を市から講じていただくと、非常にありがたいと思う。(関戸委員)

○当審議会の趣旨として、民間施設の経営等を議論する場ではないが、全く関連がないわけではないので、貴重なご意見として受け止める。その他、市民に分かりやすい広報について、「簡水たより」やチラシの配付や戸別訪問など、定額制から従量制に変わるにあたって、使用水量に関心を持ってもらう、把握していただくということを丁寧に行っていると感じる。個人的に興味を持ったのは、料金が定額制から従量制が変わるとき、大きな制度変更なので使用者がどういう行動変化を起こすか、データからそういったことを読み取れるのではないかと、自身の研究対象でもあるので、追跡調査をすると面白いと事務局には内々で話をしたところである。いずれにしても、地元に対し、行政が一つ一つ丁寧に周知を行っているということを委員の皆さんにもご理解いただきたいと思う。また、情報発信においては、FAQやホームページの整理をするとのことである。相模原市内には県営水道と簡易水道が存在するため、問合せの際に市民が混乱したりトラブルとなったりすることはない

か。(荒井会長)

- 現在でも、県営水道の給水区域の市民からのお問い合わせは良くある。その都度住所を確認して、給水区域が県営水道なのか、簡易水道なのかを説明して対応できている。ホームページを更新したとしても、同様に対応できると考えている。(事務局)
- 高橋委員にお聞きしたいが、県営水道の料金改定は、簡易水道よりも半年先行しており、水道料金の改定について、値上げに対する反応等は如何か。(荒井会長)
- 企業庁に確認したところ、これまでに300件程度の問合せがあったと聞いている。一番多いのは料金の計算方法、口径はどこを見れば分かるのかといったものだった。「簡易水道たより」は非常に分かりやすく周知されていると感じた。使用水量のお知らせは、もらった人も新料金はどう変わるのかが分かり、節水などの次のアクションにつながると思う。このように個別に示していくことで、料金改定の問合せも少なくなるのではないか。(高橋委員)
- 「簡易水道たより」のQ&Aに「どうして神奈川県営水道と同じ料金になるのですか？」という質問に対して、「簡易水道事業審議会からの答申を踏まえ、神奈川県営水道の使用者との料金格差の解消や経営の健全化に取り組んでいくため、同一の料金体系としました」と端的かつ明快に答えが示されている。一方、経営の健全化には貢献するが、まだまだであるというのが次の議題となる。(荒井会長)

(4) 令和5年度相模原市簡易水道事業会計決算見込み(報告)

事務局から資料について説明を行った。

事務局からの説明に対する主な意見等は次のとおり。

- 水道の経営に要する経費は、使用者からの水道料金をもってあてるという独立採算制を基本原則としている。多くの水道事業体はそれをベースにして運営している。資料の数字を見ると、相模原市は料金収入が少ないため、独立採算ができていない状況かと思う。冒頭に土木部長からもご挨拶があったとおり、簡易水道は中山間地域にある。同じインフラの投資でも都市部は料金収入で投資した費用が回収できるが、中山間地域のように離れているところに一軒家があるとコストがかかる。それでもインフラは整備しなくてはならないので、厳しい状況であると思う。一般会計からの繰入金はどうしても必要であるが、収入を増やす努力をしなくて良いわけではない。料金改定は県営水道との料金格差を解消や、経営の健全化に取り組むといった点のほか、ゆくゆくは県営水道と統一化するということである。都市部の料金収入の多

いところが収入の少ないところをカバーし、一方、料金収入の少ない水源地域に住んでいる人は、良質な水源の確保のために協力して森林等の自然環境を守っていく。大きく水循環と考えれば、お互いに持ちつ持たれつで取り組んでいく。それが神奈川県全体の水道の広域化として目指すべきものであると、今までの審議会で整理してきたところである。(荒井会長)

○中山間地域である青根や藤野はまさに神奈川県の水源地域である。スケールメリットが出せないのが、赤字となるのは当然である。県営水道に移管されることでスケールメリットが出せるのではないかと。簡易水道は赤字で当然だという整理ではなく、市と県で県営水道の移管について協議を徹底していただき、置き去りにされている2つの水源地域を救済するぐらいの話を県レベルでもっていただきたい。他にも、簡易水道に含まれない小規模水道の集落がまだまだある。水源地でも、リニア中央新幹線のトンネルが通る地域に住んでいる人たちは、安心安全を求めて青根の水をもらいたいと聞いている。水はあるから本管を引けばそれができる。ただお金がかかる。小規模水道を簡易水道に統合して県営水道に移管するのか、小規模水道は維持したままだとしても将来的に救済できるようにしてあげるべきだと思うし、水に苦しんだ地域だから助けてあげたいと思っている。オール神奈川として、将来の相模原市の簡易水道の将来像として見捨てないでほしいと思っている。(関戸委員)

○貴重なご意見として受け止める。いずれは小規模水道も簡易水道が道筋を示して、やがては一緒になっていくことも考えられる。(荒井会長)

○小規模水道のエリアに住む人たちは、今は自分たちで運営しているが、何かトラブルがあったとき、簡易水道エリアであれば、市が対応するので、簡易水道をうらやましいと感じている。(関戸委員)

○以前は、簡易水道についても、そのような話だったと聞いている。これまでは自分たちで全部管理する、塩素が入っていない水がおいしいからそれで良いのだと、言っていた時代があったと聞いている。しかし、災害の激甚化や高齢化に伴い自分たちで復旧、維持管理することが困難になってきた。小規模水道を簡易水道への統合整備をしていった中で、様々な事情があって統合しなかった、できなかった、そういった小規模の集落がまだあるというのが関戸委員のご発言かと思う。(荒井会長)

○審議会の趣旨とは離れるかもしれないが、ここ数十年は自分たちの水を飲んで、津久井湖から逆流した水なんか飲みたくないという水源地域の誇りがあった。しかし、時代が変わったことを考えると、救いの手を差し伸べて、神奈川県として水源地域の人と利用市域の人を全体的に確保していただきたいと思っている。現在簡易水道は、市の税金から補てんしているという話で

あるが、今後は税金で補てんされないのではないかという懸念もある。(関戸委員)

○部分部分ではなく、全体的に最適化を目指すという観点で言うと、方向性として、オール神奈川というのは当然で、答えは見えているのではないかと思う。できることを一つ一つ積み上げていくものだと思う。(荒井会長)

○関戸委員がおっしゃっているように、最終的には県営水道に統合していくことを念頭に料金改定をしていくものだと思うが、現在の状況は、水道料金収入が割合的にかなり少ない。段階的な水道料金の引き上げをしていき、最終的にどの程度料金回収率が改善されるのか。(松原副会長)

●水道料金については、給水にかかる費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す料金回収率という指標があり、直近の令和5年度決算においては、料金回収率が11.7パーセントとなり、料金改定を経て令和14年度に19.3パーセントに改善する見込みである。(事務局)

○その数値は目標値としては十分なのか、あるいは足りないのか。(松原副会長)

●100パーセントを下回っているということは、水道料金で賄えていないということなので、そういう意味ではまだまだ低い数値だが、料金改定する前の数値では14.3パーセントであり、料金改定することによって19.3パーセントになる。改善という観点では料金改定することに意義はある。(事務局)

●100パーセントになるというのは、中山間地域ではなかなか難しい。経営戦略で掲げている数値は超えるということである。(事務局)

○その目標の数値はどのようにして決めるのか。(松原副会長)

●経営戦略を策定した当時、県営水道の旧料金で試算した。経営戦略の最終年度が令和14年度であり、その数値になったというもの。県営水道の料金改定を踏まえて、市としても料金収入、使用水量、漏水等を考慮して、目標として定めたものである。(事務局)

○元々が厳しい状況なので、100パーセントになることは難しいけれども、まずは、少しずつ目標に近づけようということが分かった。(荒井会長)

3 その他

4 閉会

以上

相模原市簡易水道事業審議会（第13回）委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	荒井 康裕	東京都立大学都市環境学部 准教授	会長	出席
2	加藤 義久	藤野地区自治会連合会 理事		出席
3	黒仁田 正篤	公募市民		出席
4	笹原 俊一	公益社団法人日本水道協会調査部調査課 労働係長		出席
5	関戸 正文	相模原市青根簡易水道委員会 委員		出席
6	高橋 健	神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課 副課長		出席
7	松原 沙織	獨協大学経済学部 教授	副会長	出席